

第 2 編

災害予防計画

目 次

第1章 災害予防計画とは

第1節 災害予防計画とは	1-1-1
1 災害予防計画の位置づけ	1-1-1
2 災害予防計画の体系	1-1-2
3 災害予防計画の構成	1-1-3

第2章 住民等と協働で防災に取り組む

第1節 防災知識の普及を図る	2-1-1
1 防災知識普及計画（総務課）	2-1-1
2 学校での防災教育支援計画（教育総務課）	2-1-3
第2節 地域における防災体制の強化を図る	2-2-1
1 自主防災組織整備計画（総務課）	2-2-1
2 企業防災の促進に関する計画（総務課）	2-2-4
3 観光防災計画（産業振興課・総務課・関係団体）	2-2-4
4 地区防災計画の策定計画（総務課）	2-2-7

第3章 町の防災体制を整える

第1節 防災体制を整える	3-1-1
1 組織の整備計画（総務課）	3-1-1
2 広域連携の推進計画（総務課）	3-1-1
3 防災訓練計画（総務課）	3-1-2
第2節 防災施設・設備を整える	3-2-1
1 防災拠点施設整備計画（総務課）	3-2-1
2 気象業務整備計画（総務課・すさみ消防署）	3-2-2
3 防災行政無線整備計画（総務課・すさみ消防署）	3-2-2
4 防災救助施設等整備計画（総務課・建設課・すさみ消防署）	3-2-3
第3節 災害応急対策への備えを行う	3-3-1
1 救助物資等備蓄計画（総務課・住民生活課・環境保健課）	3-3-1
2 災害時救急医療体制確保計画（環境保健課・住民生活課・すさみ消防署）	3-3-2
3 避難所・避難路整備計画（総務課）	3-3-3
4 緊急輸送体制確保計画（建設課・総務課）	3-3-6
5 避難行動要支援者対策計画（住民生活課・環境保健課）	3-3-7
6 ボランティア活動環境整備計画（住民生活課・環境保健課）	3-3-12
7 応急危険度判定の体制整備（建設課）	3-3-13

第4章 災害に強いまちをつくる

第1節 公共的施設等を整備する	4-1-1
-----------------------	-------

1 町管理の公共的施設整備計画（総務課・建設課）	4-1-1
2 ライフライン（水道）施設整備計画（水道課）	4-1-1
第2節 自然災害防止対策を行う	4-2-1
1 河川防災計画（建設課・総務課）	4-2-1
2 土砂災害対策計画	4-2-2
3 海岸防災計画（産業振興課・総務課）	4-2-6
4 津波防災計画（総務課）	4-2-7
5 漁港・漁村防災計画（産業振興課）	4-2-7
6 農林水産関係災害予防計画（産業振興課）	4-2-8
第3節 建築物の安全対策を行う	4-3-1 9
1 宅地災害予防計画（建設課・総務課）	4-3-1 9
2 建造物災害予防計画（建設課・総務課）	4-3-1 9

第5章 個別災害予防計画の推進を図る

第1節 地震防災対策.....	5-1-1
1 地震・防災対策アクションプログラム（関係各課）	5-1-1
第2節 火災予防対策.....	5-2-1
1 火災予防計画（すさみ消防署・消防団）	5-2-1
2 林野火災予防計画（総務課・産業振興課・すさみ消防署）	5-2-3
第3節 その他防災対策.....	5-3-1
1 文化財災害予防計画（社会教育課）	5-3-1
2 危険物等災害予防計画.....	5-3-1

第6章 公共的施設の備えを知る

第1節 公共的施設災害予防計画	6-1-1
1 公衆電気通信施設災害予防計画（N T T西日本株式会社）	6-1-1
2 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）	6-1-3
3 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社）	6-1-1 0

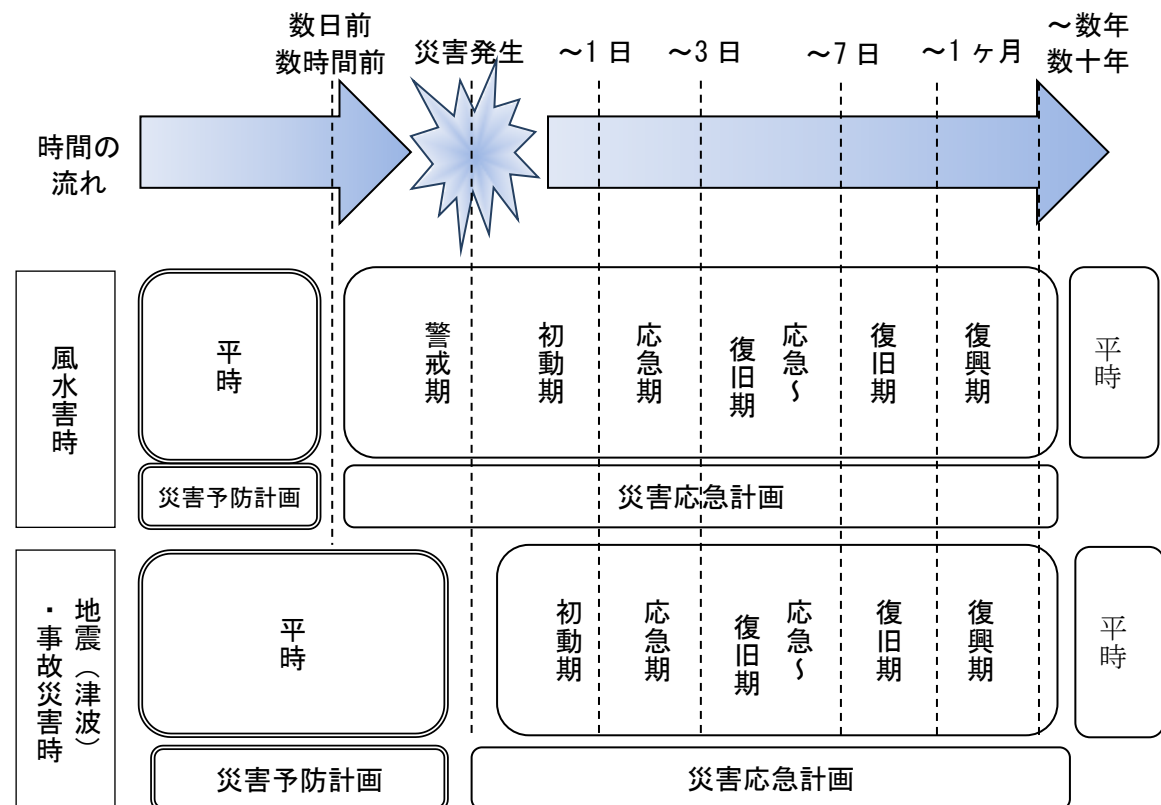
第1章 災害予防計画とは

第1節 災害予防計画とは

1. 災害予防計画の位置づけ

「災害予防計画」とは、災害発生に備えて、関係各課が、平時にどのような対策をとるべきかを示したものである。なお、災害発生前の警戒期、発生後の応急対策、復旧・復興対策については、第3編「災害応急対策、復旧・復興計画」に示す。

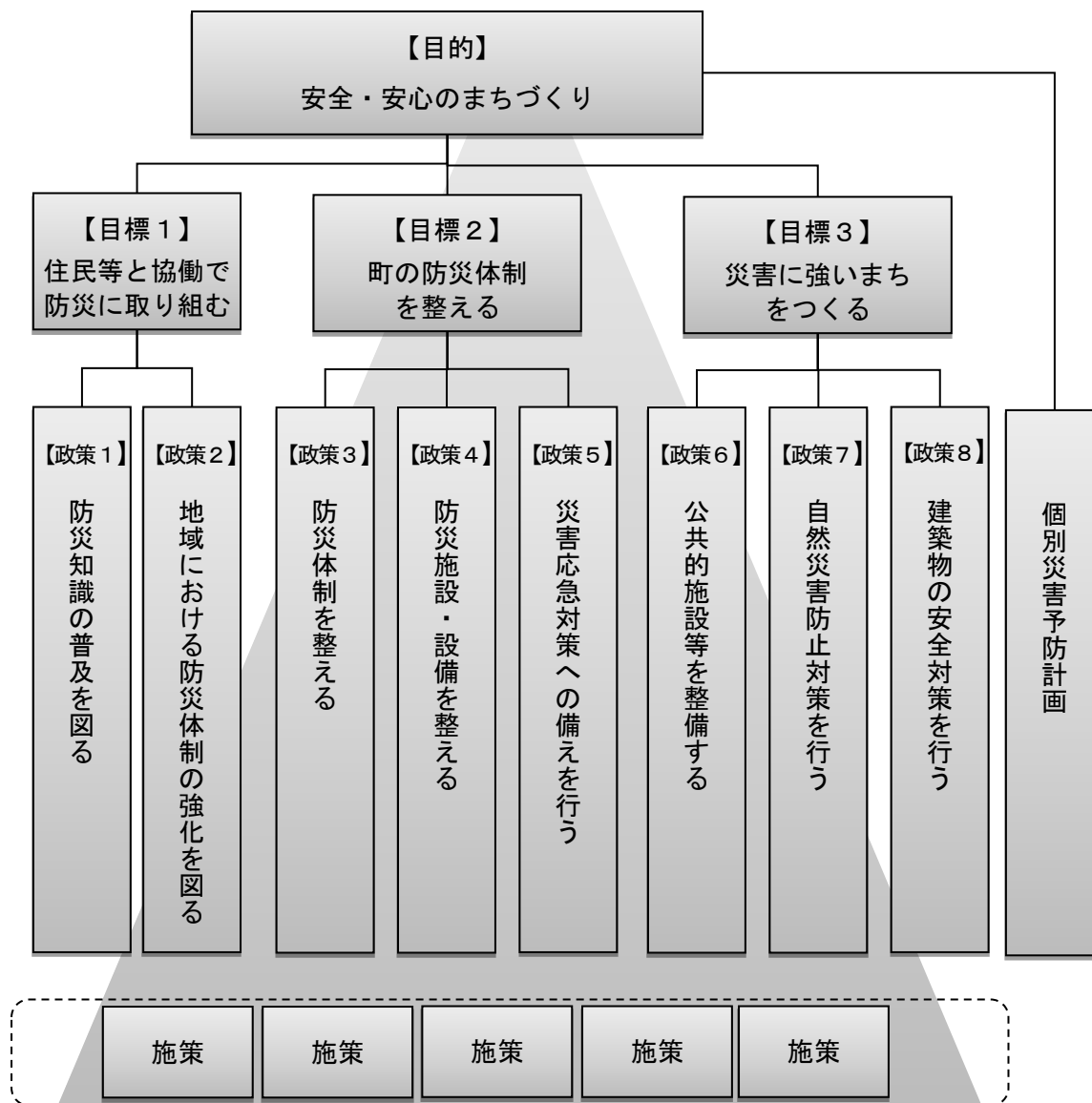
<災害対策の流れ>



2. 災害予防計画の体系

「災害予防計画」は、町の防災の目的に対し、3つの目標、8つの政策からなる体系に位置付けられている。

＜災害予防計画の体系＞



3. 災害予防計画の構成

「災害予防計画」の構成は、以下のとおりである。

＜災害予防計画の構成＞

章	節	項
第2章 住民等と協働で防災に取り組む	第1節 防災知識の普及を図る	1. 防災知識普及活動計画 2. 学校での防災教育支援計画
	第2節 地域における防災体制の強化を図る	1. 自主防災組織整備計画 2. 企業防災の促進に関する計画 3. 観光防災計画 4. 地区防災計画の策定計画
第3章 町の防災体制を整える	第1節 防災体制を整える	1. 組織の整備計画 2. 広域連携の推進計画 3. 防災訓練および研修計画
	第2節 防災施設・設備を整える	1. 気象業務整備計画 2. 防災行政無線等整備計画 3. 防災救助施設等整備計画
	第3節 災害応急対策への備えを行う	1. 救助物資等備蓄計画 2. 災害時救急医療体制確保計画 3. 避難所整備計画 4. 緊急輸送体制確保計画 5. 災害時要援護者対策計画 6. ボランティア活動環境整備計画 7. 応急危険度判定の体制整備計画
第4章 災害に強いまちをつくる	第1節 公共的施設等を整備する	1. 町管理の公共的施設整備計画 2. ライフライン（水道）施設整備計画
	第2節 自然災害防止対策を行う	1. 河川防災対策計画 2. 土砂災害対策計画 3. 海岸防災対策計画 4. 津波防災計画 5. 漁港・漁村防災計画 6. 農林水産関係災害対策計画 7. 盛土対策
	第3節 建築物の安全対策を行う	1. 宅地災害予防計画 2. 建造物災害予防計画
第5章 個別災害予防計画の推進を図る	第1節 地震防災対策	1. 地震・防災対策アクションプログラム 2. 地震防災緊急事業五箇年計画
	第2節 火災予防対策	1. 火災予防計画 2. 林野火災予防計画
	第3節 その他予防対策	1. 文化財災害予防計画 2. 危険物等災害予防計画
第6章 公共的施設の備えを知る		1. 公衆電気通信施設災害予防計画 2. 電力施設災害予防計画 3. 鉄道施設災害予防計画

(空白)

第2章 住民等と協働で防災に取り組む

第1節 防災知識の普及を図る

1. 防災知識普及計画（総務課、環境保健課、住民生活課、教育総務課）

1.1 現 況

災害が発生した時に対応できるように、町では各防災関係機関と協力して、防災マップやパンフレット等の配布や講習会の開催等を行っている。また、老人クラブや保育園児、小中学生、自治・自主防災組織等を対象に防災講演会・研修会や消防防災関連施設の見学を行い、起震車体験などを取り入れたイベントも行っている。

1.2 計画方針

大規模災害による被害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による防災対策の推進はもとより、町民1人ひとりが日頃から防災についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという「自助・共助」を基にした意識と行動が求められる。

そのため、町をはじめとする防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、町内会・区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、各種団体、各企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、町民に対し必要な防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及周知を図り、震災などの大規模災害時における適切な判断力の養成に努めるものとする。

また、その際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女や子どものニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

1.3 事業計画

1.3.1 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ア. すさみ町地域防災計画及びこれに関連する諸計画等及び関係機関の防災体制と各自の任務分担に関すること
- イ. 風水害、土砂災害、高潮災害、地震・津波対策の現状と課題
- ウ. 災害への対策等の科学的、専門的知識に関すること
- エ. 過去の主な被害事例に関すること
- オ. 土木・建築その他地震・津波対策に必要な技術に関すること

(2) 教育の方法

- ア. 講習会、研修会等の開催
- イ. 防災活動の手引等印刷物の配布（職員防災体制・避難所運営マニュアル）
- ウ. 見学、現地調査等の実施

1.3.2 一般住民に対する防災思想の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等、防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

- 1) ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- 2) 町ホームページ、町広報、広報車等の利用
- 3) パンフレットの利用
- 4) 映画、スライド等による普及
- 5) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 6) 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布
- 7) 地震体験車等の利用
- 8) 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- 9) 仮設トイレやトイレトレーラー（以下「移動型トイレ車両」という。）の利用
- 10) その他

1.3.3 普及の内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- 1) 災害に関する一般的な知識
- 2) 防災気象に関する事項
- 3) 過去の主な被害事例
- 4) 地域防災計画の概要
- 5) 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- 6) 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ、すさみ町防災行政無線放送、同メール配信サービス等）
- 7) 災害対策の現状
- 8) 防災予防の概要 火災予防、台風時における家屋の事前補修他
- 9) 平常時の心得（準備）
 - a. 食料、飲料水、携帯トイレおよびトイレトペーパー等の備蓄〔家庭において消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
 - b. 非常持ち出し品の準備
 - c. 避難路、避難場所及び所要時間の把握

- d. 災害時の家族内の連絡体制の確保
- e. 避難所の運営方法
- f. 要配慮者の所在把握
- g. 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- h. 家庭動物（ペット）との同行避難の方法や受け入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防接種等の法令の遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- i. 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ、すさみ町防災行政無線放送メール配信サービス等）
- j. 自動車・単車へのこまめな満タン給油
- k. 負傷の防止や避難路の確保等の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策、耐震診断・耐震改修、感震ブレーカーの設置等

1.3.4 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害の教訓の伝承に努める。町及び県は、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

2. 学校での防災教育支援計画

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取り組みに努める。

- ア. 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ. 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ウ. 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
- エ. 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- オ. 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- カ. 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

(空白)

第2節 地域における防災体制の強化を図る

1. 自主防災組織整備計画（総務課）

1.1 現 況

本町では、地区や既設の自主防災組織を中心に防災訓練に参加している。本町における住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要であり、高齢化が進行する中で、地域の防災力の担い手となる自主防災組織の育成強化が課題となっている。

1.2 計画方針

1.2.1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時の出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。

1.2.2 住民組織の必要性の啓発と指導

本町は、自主防災組織の設置を促進するため、本計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、障害者・高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携、協力関係の構築を図る。

1.3 事業計画

1.3.1 住民の自主防災組織

(1) すさみ町地域防災計画の修正

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、本町の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、本町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア. 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ. 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

地区等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、本町は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 公的支援助成等

町は県等の防災資機材の整備の助成を受け、自主防災組織の組織化を推進する。また、自主防災活動補助金の拡充を図り、組織育成を支援する。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(8) 自主防災組織の活動

○ 平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

○ 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 責任者による避難誘導、救出、救護(特に要配慮者に配慮する。)

1.3.2 企業の自主防災組織

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を立てておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

1. 中高層建築物、大規模量販店、観光集客施設、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
2. 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
3. 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

○ 予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

○ 教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

○ 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出、救護

(4) 自主的な防災組織の活動

○ 平常時

- ① 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

○ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 避難誘導、救出、救護

2. 企業防災の促進に関する計画（総務課）

2.1 現況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加および地域住民と連携した防災活動等、防災活動の推進を図る必要がある。

2.2 計画方針

企業の防災活動に対する取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取り組みを通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うように働きかける。

2.3 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

3. 観光防災計画（産業振興課・総務課・関係団体）

本町は、県下屈指の磯釣りのメッカであり、各種観光イベントの開催や海水浴場を有し、多くの観光客が訪れる自然豊かな町である。特に、夏場を中心に大勢の観光客で賑わっているため、海水浴場での避難対策や宿泊者などの安全対策を最優先に取り組むことが必要となっている。

3.1 計画方針

次の事業に取り組み、安心・安全な観光地づくりを目指す。

3.1.1 観光客等に対する安全対策

（1）海水浴場の安全対策

夏場到大勢の人が訪れる海水浴場に対する津波避難対策をハード・ソフトの両面から検討して取り組む。

(2) 海釣り利用者の安全対策

渡船・遊漁船業者や漁業組合と連携した避難体制を確立させる。

(3) 宿泊施設・観光施設利用者の安全対策

宿泊施設や観光施設利用者に対して、大規模災害発生時における行動マニュアルを定め、避難体制を確立させる。

(4) 津波避難ビルの指定

津波から一次避難するための津波避難ビルを指定し、付近住民や観光客等不特定の人が避難できる体制を確立させる。

3.1.2 関係団体等との連携強化と相互協定

観光協会、民宿組合、商工会等と町などの防災関係機関との連携を強化させ、緊急時の情報連絡体制など具体的な防災対策について協議しながら取り組む。

また、町と観光関係団体はもとより企業間においても災害時の相互協定について検討する。

3.1.3 外国人観光客や災害時要配慮者への支援に対する配慮

近年の外国人観光客の増加に対応した安全対策を講じるものとする。

また、高齢者や乳幼児、障害者など自力では避難できない人に対する支援策に配慮した安全対策に努めるものとする。

3.2 事業計画

3.2.1 観光客等に対する安全対策

(1) 海水浴客の安全対策

町内において町が指定する海水浴場は2箇所であるが、東海・東南海・南海地震、南海トラフが発生した場合、下表のように津波が襲来すると想定されている。

そのため、下記の現状を踏まえ、第一波到達時間までに海水浴客を安全な高台などへ避難させる必要がある。

また、不特定多数の海水浴客を一度に迅速に避難させるためには、避難誘導標識や誘導灯、情報伝達施設の整備・充実が不可欠であるため、ソフト・ハードの両面からそれらを推進していく。

○ 各海水浴場の利用者数及び津波到達想定時刻

海水浴場名	ピーク時利用者数	1 m津波到達時刻	備 考
周参見	600人	3分	
里 野	200人	5分	

※ 第一波到達時刻については、平成25年3月の和歌山県の津波浸水想定により、南海トラフ巨大地震発生後に1m津波が何分後に到達するかを表したものである。ピーク時利用者数は、一日当たりの延べ利用者数を想定して記入している。

【具体的な対策】

- ・ 初期避難場所の指定と避難情報伝達体制の確立
- ・ 緊急通報施設等の整備（緊急避難のための通報システムなど）
- ・ 避難誘導體制の確立
- ・ 外国人や要配慮者に対する支援対策
- ・ 初期避難後の措置（二次的避難場所への移動や救急医療体制等）
- ・ 海水浴場未開設時の安全対策等
- ・ 避難経路案内板の設置、海水浴場監視期間(時間)中の津波フラッグの運用等

(2) 宿泊施設・観光施設利用者の安全対策

ホテル、旅館、民宿、マンション等の宿泊施設や観光施設の耐震化を促進するとともに、大規模災害時において迅速に避難行動がとれるよう計画づくりを行う。

なお、町内の宿泊施設における定員は、下記のとおりとなる。

○ 町内における宿泊施設収容一覧

区分	軒数	定員	備 考
ホテル	3	435	ベルヴェデーレ、サンセットすさみ、フェアフィールド・バイ・マリオット・和歌山すさみ
民宿その他	21	505	民宿、ゲストハウス、キャンプ場、その他
合 計	24	940	

(出典：令和7年観光客動態調査報告書)

その他、関係団体と相互関係を深め、防災力をより強化していく。

上表のとおり、本町ではホテル・民宿などを有していることから、宿泊施設利用者に対する安全対策や帰宅支援などを実施するものとする。

【具体的な対策】

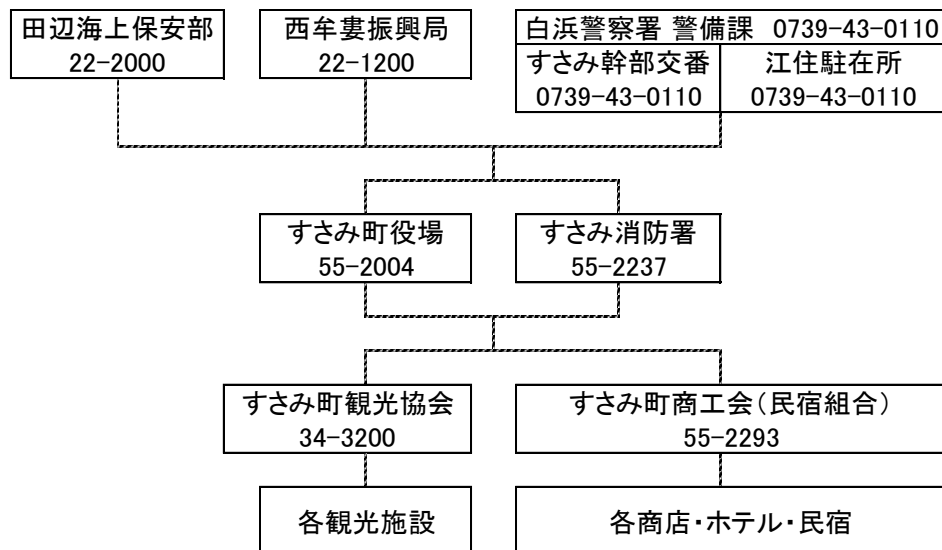
- ・ 宿泊施設・観光施設の耐震化促進
- ・ 避難誘導體制の確立
- ・ 情報伝達体制の整備
- ・ 外国人や要配慮者に対する支援対策
- ・ 初期避難後の措置（帰宅困難者支援対策）

3.2.2 関係団体等との連携強化と相互協定

観光協会、民宿組合、商工会等と町などの防災関係機関による協議会を組織し、緊急時の情報連絡体制や帰宅困難者対策などを講じていく。

また、町と観光関係団体はもとより企業間においても災害時における相互協定について検討していく。

◎緊急時連絡先



3.2.3 外国人観光客や避難行動要支援者への支援

本町においても、海外から訪れる観光客が増加していることから、平常時のみならず防災面においても観光情報の高度化を図るなどして災害時における外国人への情報伝達づくりに努める。

また、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に努めるとともに災害時における避難誘導などにおいても避難行動要支援者への支援を盛り込んでいく。

4 地区防災計画の策定計画（総務課）

災害対策基本法第42条3項および第42条の2に基づき、町内の一定の地区内の居住者および当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者」という。）は、共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資および資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画について定めることができる。そして、地区居住者等は、町防災会議に対して、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

4.1 地区防災計画の提案の受理

地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災

計画の素案を添えなければならない。なお、提案の内容は、町地域防災計画に抵触してはならない。

4.2 町地域防災計画への反映

町防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨およびその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知する。

なお、町地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

第3章 町の防災体制を整える

第1節 防災体制を整える

1. 組織の整備計画（総務課）

町および関係機関は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、組織動員体制および装備・資機材の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連携を強化し、総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

1.1 災害の組織体制の整備

町は、災害対策本部その他の組織について整備するとともに、災害時、有効に機能するよう絶えずその改善に努める。また、防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、災害を予測し、予報し、または災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

1.2 町の動員体制の整備

職員の配備基準、内容については、第3編第2章第1節の「組織体制の確立」に定めるところによるが、職員は、日頃から災害時における自らの役割について、習熟に努めるとともに、各部および関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）および役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保に努めるものとする。

1.3 大規模地震に備えた体制整備

防災および国民保護対策グループを中心として、大規模地震に備えた全庁的な防災対策の推進を図る。

2. 広域連携の推進計画（総務課）

大規模地震等が発生した場合、町の防災能力では対応することが困難になることが予想される。そのため、相互応援協定の締結等各機関との広域連携、応援体制の強化を推進し、大規模災害に対応できる体制を整えるものとする。

また、被害が広域に及んだ場合、被災直後は広域災害による混乱から独自で対応しなければならなくなることも想定し、自主防災組織等の育成・強化を進めるとともに、町域周辺の関係団体および業界との協力体制の整備、災害時の連携を図るため情報交換等を推進する。

2.1 相互応援体制の整備

町の独自の防災能力では対応できない災害において、応急対策および復旧対策が円滑に実施されるよう、相互応援協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。

また、相互応援協定締結市町村等で災害が発生した場合に、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援ができるよう体制を整えておくものとする。

2.2 消防広域応援体制の整備

2.2.1 消防相互応援協定

町の消防力では対応できないような大規模災害に対処するため、「和歌山県下消防広域応援基本計画」の定めるところにより広域的な消防部隊の応援要請を行える体制、応援の円滑な受入体制を整えるとともに、消防に関する相互応援協定の締結を進める。

2.2.2 緊急消防援助隊の連絡・受援体制の整備

県内の消防力をもってしては対処できず消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊による応援を受ける場合に備え、県の緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の連絡体制、受入体制を整備する。

2.3 ヘリコプターの活用体制の整備

陸上・海上輸送が途絶えた場合等に備え、広域的かつ機動的な活動ができるヘリコプターを活用するため、ヘリポートの整備、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づく県防災ヘリコプターの応援要請体制、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき県外都道府県の消防機関所有のヘリコプターを用いた広域航空消防応援の要請体制等の整備を図る。

2.4 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

2.5 その他広域連携の推進

広域災害に対応するため、周辺市町村との連携、情報の共有化を推進する。さらに、災害対策基本法第16条、17条および44条に基づく市町村防災会議の協議会の設置、市町村相互間地域防災計画の作成を検討していくものとする。

2.6 町民、企業および関係団体等との協力体制の強化

広域災害により、被災直後に孤立してしまうことに備え、町民、企業に対して備蓄の推進、自主防災組織等の結成・育成を図る。また、災害時、応急対策が迅速に行えるよう関係団体および業界に対し、協定の締結、連絡体制の整備等協力体制の強化を図る。

3. 防災訓練計画（総務課）

3.1 現 況

災害発生時に避難等応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、実践的な防災訓練を実施することが求められている。小中学校では火災・風水害、地震を想定した避難訓練を行っており、町でも定期的な防災訓練を実施している。今後は、高齢化の進行等を考慮して、避難行動要支援者への避難支援を含む学校・職場・地域等で様々な機会を

活用して、定期的に防災訓練を行い、町民の防災訓練への参画を促進していくことが必要である。

3.2 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び町民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

町民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

3.3 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

3.3.1 広域総合防災訓練

町、県及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、相互に連携した訓練を一体的に実施するものとする。

3.3.2 総合防災訓練

防災関係機関との緊密な連携協力のもとに、概ね次により、総合的な防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と技術の向上を図るとともに、町民の防災に関する協力と理解を求め、もって防災体制の万全を期する。

学校、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

(1) 実施時期及び場所

災害の予想される時期前に、町内各地域を巡回的に実施することを原則として、地域の自主防災組織や防災関係機関と協議して決定する。

(2) 参加機関

和歌山県　すさみ町　関係防災機関　住民　自主防災組織
ボランティア団体

(3) 訓練次項

災害想定については、風水害、土砂災害、産業災害、地震・津波災害等とし、概ね次の事項について実施する。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、
消防、交通規制、非常参集、応急危険度判定、その他訓練

3.3.3 緊急防災要員参集訓練

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練を実施する。

3.3.4 各機関の訓練

学校、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

(1) 実地訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練。

第2節 防災施設・設備を整える

1. 防災拠点施設整備計画（総務課）

1.1 現 況

災害発生時において役場本庁舎は、災害対策本部等の防災拠点としての役割を持ち、被害情報の収集・発信、応急対策等の機能を果たす必要がある。

しかし、役場本庁舎は南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域内（平成25年3月和歌山県公表）にあるため、大規模災害が発災した際には、来庁者の安全確保が困難であるとともに、住民生活や被災者支援、復興に関わる多くの機能や情報が失われ、被災後の復旧・復興に支障をきたす懸念がある。

消防署、消防団第1分団屯所を兼ねた防災センターを立野地区に、第2分団江住屯所と江須之川屯所は統合して道の駅すさみに、同分団見老津屯所は避難所を併設して旧見老津小学校グラウンドにそれぞれ移転し、津波による被害想定を解消した。

道の駅すさみは、「重点道の駅」として防災機能を備えた道の駅として平成27年8月に完成し、道の駅とその周辺を江住地域の防災拠点として位置付け、国土交通省などと連携して防災機能の充実に取り組んでいる。令和3年6月には、広域的な防災拠点としての役割を果たす「防災道の駅」に選定されている。

令和6年5月には、江住地区「道の駅すさみ」付近に避難所を併設した役場支所の整備及び移転が完了し、大規模災害時においても地域の防災拠点として展開が可能となった。

1.2 基本方針

これらの防災拠点となる施設・設備については、災害時の応急・復旧対策を実施するために重要な役割を担う施設である。このため、災害発生時に迅速かつ円滑な応急・復旧体制がとれるよう、防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を図るものとする。

1.3 計画内容

役場本庁舎は、大規模災害時においても関連機関との連携、救助・復旧などの防災拠点として充分機能が果たせるよう、他の防災拠点や幹線道路が整備された紀勢自動車道すさみIC付近へ移転する。

なお、発災時における来庁者及び町民の一時的な待避所、物資集積所としての機能を備えた施設整備を進める。

平成30年度に完成した防災センターは、町、消防署及び消防団が消防防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時には、消防、自衛隊、警察等の活動拠点として機能できるように必要な備えを推進する。

また、江住支所及び道の駅すさみとその周辺地域を広域的な防災拠点と位置付け、その中核的役割を十分果たすべく、国土交通省などと連携して防災施設・機能の充実に図るものとする。

2. 気象業務整備計画（総務課・すさみ消防署）

2.1 現 況

台風や集中豪雨等の自然災害に対処するためには、気象観測データを迅速に入手し、災害予防に効果的に活用することが極めて重要である。町内及び最寄りの観測施設は、雨量観測所が4ヶ所、水位観測所が1ヶ所、地震観測所が1ヶ所により、観測データを常時若しくは必要時に入手することができるようになっている。また、震度情報は、電話回線で県防災企画課に集約できるようになっている。さらに、インターネットを活用した気象情報が早期に入手できるようになった。

2.2 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

2.3 事業計画

2.3.1 気象情報

- ア. 気象予測資料の改善
- イ. 気象業務に関する知識の普及

2.3.2 観測システム整備・充実

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県、関係機関等と連携し、観測施設の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

3. 防災行政無線等整備計画（総務課・すさみ消防署）

3.1 現 況

本町では、令和2年度に防災行政無線をデジタル化した。すさみ町防災センターに基地局（親局。「ぼうさいすさみ」）を置き、中継局（「ぼうさいくらしき」）等を通じて屋外放送子局や戸別受信機で防災情報等を伝達するとともに、事前登録制のメール配信やフリーダイヤルでも放送内容を提供している。

また、和歌山県総合防災情報システムの端末機を役場本庁、防災センター及びすさみ消防署に整備して運用している。令和4年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第3世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線が導入され、県の情報通信基盤である「きのくにeねっと」による有線回線との2つの通信経路で、県庁、振興局、県下の市町村並びに消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地と接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種災害情報及び防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムが構築されていて、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。

3.2 基本方針

災害時の応急活動を円滑に実施するため、防災関係機関を結ぶ防災行政無線の保守・

整備に努める。

3.3 実施計画

3.3.1 防災行政無線の保守・点検

定期的な防災行政無線の保守・点検を毎年実施する。

3.3.2 防災行政無線等の運用体制の充実

無線従事者の資格取得の拡充を図るとともに、陸上移動局の機器を充実させ、非常時における通信体制の確立を図る。

また、県総合防災情報システムの従事者の育成を図る。

4. 防災救助施設等整備計画（総務課・建設課・すさみ消防署）

4.1 消防施設整備計画（すさみ消防署・総務課）

4.1.1 現 況

本町は常備消防事務を白浜町に委託し、町内にすさみ消防署が設置されており、消防職員18名のほか、消防団2分団、消防団員101名（基本団員88名、機能別団員13名。令和8年4月1日現在）により消防活動を行っている。消防車両は、すさみ消防署にポンプ車、救助工作車、救急車など6台、消防団に11台を備えている。

区分	基本団員	機能別団員	計
本 部	4 名	—	4 名
第1分団	61 名	4 名	65 名
第2分団	23 名	9 名	32 名
計	88 名	13 名	101 名

4.1.2 計画方針

（1）施設の計画的な整備

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

4.1.3 事業計画

（1）消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図る。

（2）救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

（3）化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保及び耐震化に努める。

4.2 水防施設整備計画（総務課・建設課・すさみ消防署）

4.2.1 現 況

町内には、水防倉庫が1ヶ所設置されており、水防用の資機材を備蓄している。

4.2.2 計画方針

洪水又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により町内の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

4.2.3 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充する。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、既設の雨量計、水位計を保守点検するとともに、必要に応じて新たな設備整備を進める。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設が使用不能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の整備に努める。

(空白)

第3節 災害応急対策への備えを行う

1. 救助物資等備蓄計画（総務課・住民生活課・環境保健課）

1.1 現 況

災害に備え、食料、被服や医薬品等の生活必需品を備蓄しておく必要があり、水、食料、毛布などを毎年定期的に購入し、町管理施設や地区集会所等に備蓄している。

また、すさみ病院では、食料のほか薬剤等の備蓄に努めている。

1.2 計画方針

1.2.1 備 蓄

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

1.2.2 家庭・事業所での備蓄

各家庭・事業所等での備蓄をパンフレット・広報により啓発し、最低7日程度の水や食料の家庭や事業所での備蓄を促進する。また、地元業者や民間観光施設管理者、周辺市町村と相互協力の協定の締結を促進する。

1.3 事業計画

1.3.1 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品（家庭動物（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号））の飼養に関する資材を含む）について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、今後、関係流通業者等と、調達に関する協定を締結するべく努める。食料については、嚥下やアレルギーにも配慮して備蓄に努める。

また、県においては、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。

なお、県及び市町村における備蓄物資の在庫管理については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

1.3.2 医薬品

震災時に必要な医薬品としては、解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。

震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するべく努める。

1.3.3 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図るとともに、道の駅すさみ・学校の空き教室等の活用についても検討を行う。

また、新たに整備する役場本庁舎は、町民等が一時的な待避所として利用する他、他自治体等からの支援者が執務することを想定し、必要な物品等を備蓄できるよう施設整備を行う。

2. 災害時救急医療体制確保計画（環境保健課・住民生活課・すさみ消防署）

2.1 現 況

すさみ病院や診療所を中心に医療に必要な医薬品を確保している。また、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、災害時における救急医療体制の確保に努めている。

後方医療としては、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院などへの搬送が考えられる。このため、災害時や緊急時に対応できるように、平素から連絡体制の確保に努めている。

2.2 計画方針

災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心にすさみ町、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2.3 計画内容

2.3.1 救急・救助体制の整備

消防本部等は、大規模災害時には同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救急・救助体制の充実強化を図る。

- 救助・救急用資機材等の整備

- ① 救助・救急資機材、情報通信体制の整備

- ② 救急救命士の養成

- 講習会、訓練等の実施

- ① 職員、消防団員への応急救護講習会、訓練の実施

- ② 学校、職場等での応急救護講習会の開催

- 広域的な連携体制の整備

- ① 周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図る。

2.3.2 応急医療体制の整備

災害時の医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療体制、医薬品の確保等を整備するものとする。

(1) 救護所の設置

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況により、必要に応じて設置できる体制を整える。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校等の保健室
- ③ 避難場所
- ④ 町の公共施設
- ⑤ その他救護所の設置が必要な場所

(2) 連絡体制の整備

町、医療関係機関は連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

2.3.3 医薬品等の確保供給体制の整備

医療救護活動に必要な医薬品、輸血用血液製剤等について、備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県への要請等による確保、供給体制の整備を図る。

3. 避難所・避難路整備計画（総務課）

3.1 現 況

避難所は、地区別に、小・中学校、集会所、公民館などを対象として指定している。さらに津波による被害を想定し、高台などを初期避難場所としている。

既に、津波ハザードマップを全戸に配布し避難場所の位置、避難の注意などの広報・啓発活動を実施している。

避難所の中には、がけ地や河川・海岸に近い場所に設置されているところや木造施設で建築後かなりの年数を経過し老朽化が進んでいる施設もあり、避難施設を災害から守るために、避難所としての見直しや耐震診断に基づく補強工事が必要となっている。

また、避難場所に安全かつ短時間に避難できるように、町道等の避難路及び経路の維持・改良や新設が必要になっている。

加えて、津波が発生した場合、浸水区域にある道路が寸断され、浸水区域外に位置する紀勢自動車道すさみIC付近には、多くの帰宅困難者等が一時的に避難することが想定される。

3.2 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、また平常時には防災に関する町民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。

3.3 事業計画

3.3.1 避難所の選定・整備

施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を要する町民を臨時に收容することのできる避難所を選定する。選定にあたっては、住居等の分布や避難対象世帯数、避難経路、誘導體制、避難所の安全性等を考慮する。

また、帰宅困難者等が一時的に避難できるよう浸水区域外に緊急避難場所と待避所を整備する。整備地については、防災拠点が集中する紀勢自動車道すさみIC付近への整備を検討する。

町で選定している避難所については、以下のとおりである。詳細は「第3編 災害応急対策・復旧計画」に示す。

＜緊急避難先・収容避難施設・福祉避難所の定義と指定緊急避難場所等との関係＞

名称	定義	避難期間	
緊急避難先	発災して避難が必要な場合、地域で一時集合する場所、または、一時的に退避して身の安全を確保する場所。	災害発生後～1日程度	指定緊急避難場所
収容避難施設	緊急避難先と同様に災害からの身の安全を確保するために一時避難することが可能で、なおかつその後の避難生活を行うことのできる施設	拠点避難所、地域避難所ごとに異なる	
拠点避難所	一定期間の避難生活をするための設備を有する大規模な避難所。小中学校など。	災害発生直後～7日程度	指定避難所
地域避難所	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は拠点避難所へ統合	災害発生直後～3日程度	
福祉避難所	要援護者が必要な保険・医療・福祉サービス等が受けられる避難所。（根拠：和歌山県災害時要援護者支援マニュアル、福祉避難所設置ガイドライン）	災害発生直後～7日程度（根拠：赤十字社）	

- 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所
- 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

3.3.2 避難所運営の充実

避難所の運営については、プライバシーの保護、男女のニーズの違いや性的少数者等に配慮する。

3.3.3 避難所施設の整備

老朽化した集会所等の補強及び新築工事を推進する。

3.3.4 津波避難施設の整備、避難所の追加

宿泊施設、リゾートマンションなどは津波避難施設として位置づけ、民間施設管理者との応援協力協定の締結を促進し、新たな避難所として追加検討する。

3.3.5 広域避難施設の整備

次の場所を広域避難場所として指定し、ヘリポートや備蓄倉庫等の必要な施設を整備するものとする。

1. 周参見中学校・若もの広場
2. 旧江住小学校
3. 元佐本小学校

- 4. 道の駅すさみ
- 5. すさみ町総合運動公園

3.3.6 避難路の整備

避難所への経路となる避難路については、津波、河川氾濫、土砂災害等に備えて必要な町道等を適切に維持するとともに、必要に応じて新設・改良を行うものとする。

4. 緊急輸送体制確保計画（建設課・総務課）

4.1 現 況

町は、海岸沿いに走る国道42号、紀勢自動車道、県道すさみ古座線、県道大附見老津停車場線、県道上富田すさみ線、県道城すさみ線などの道路について、災害時の避難や物資輸送に必要となるため、重点的にパトロールを実施している。山間部の町道では、急峻な地形のため急カーブや車両通行が不可能な箇所等もあり、土砂災害に伴う道路閉鎖による集落の孤立化を防ぐために道路改良が必要となっている。

周参見川・太間川・佐本川をはじめとする県河川を渡る町管理の橋梁については、耐震強化による安全性の向上、並びに長寿命化対策が必要である。

紀勢自動車道すさみ南インター近くに平成27年8月に完成した「道の駅すさみ」は、近い将来発生すると予想されている南海トラフ巨大地震による津波を免れる高台にあり、広域防災拠点として重点「道の駅」に指定され、令和3年6月に「防災道の駅」に選定されている。

4.2 計画方針

4.2.1 道路の災害予防

豪雨等により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐため、防災対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。

4.2.2 情報収集体制の構築

道路施設被害に伴う通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

4.2.3 道の駅施設の整備及び災害時利用

町は、国土交通省その他関係機関と連携を図り、道の駅すさみの広域防災拠点としての機能を向上させるため、施設整備や物資備蓄等を計画的に進めるものとする。

また、道の駅の災害時利用に関し、関係機関と情報の共有を図るものとする。

4.2.4 緊急輸送体制の整備

効率的な緊急輸送を実施するため、県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、緊急輸送道路を中心にその利用について必要な対策を定め、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

4.3 事業計画

4.3.1 道路機能及び管理体制の拡充

- 危険度が高い箇所の調査
- 施設の被害情報収集体制の確立

4.3.2 道路・橋梁の整備・改修の推進

- 橋梁の整備、耐震診断の実施
- 道路拡幅や交差点改良
- 落橋防止等のための耐震化

4.3.3 道路交通施設の整備

- 標識等の設置

4.3.4 緊急輸送体制の整備と町管理の緊急輸送道路の管理・整備

緊急輸送道路を中心にその利用について必要な対策を定めるとともに、緊急輸送道路の他に町道等で緊急輸送のために必要と考えられる路線については、町が管理・整備を進めていくものとする。

4.3.5 道の駅施設の災害時利用及び施設・物資の整備

国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所その他関係機関と連携して防災に資する施設、防災資機材、食料その他災害時用物資の整備を進めるとともに、警察、自衛隊等との協定締結等により道の駅の災害時利用に関し情報の共有を図る。

5. 避難行動要支援者対策計画（住民生活課・環境保健課）

5.1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人に対する迅速・的確な対応を図るための体制整備については、本計画及び「すさみ町災害時要援護者支援計画（平成22年3月策定）」によるものとする。

5.2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、本町は、社会福祉協議会と協力し、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努める。

5.2.1 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、町は、民生・児童委員と連絡を密にし、振興局健康福祉部と協議の上、速やかに保護の要否を決定できるよう推進するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、災害救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

5.2.2 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難行動することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

1) 名簿の作成や活用にあたっては、以下の点に留意し行う。

① 避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生児童委員、地域支援者。

② 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ・高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の方）
- ・身体障害者手帳（1級・2級）の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の者
- ・療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付及び自立支援医療費の支給認定を受けている者
- ・介護保険要介護3以上又は要介護2で認知症のある者
- ・特定疾患やその他、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ・その他町長が認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は町関係部署が管理する情報及び登録申請書により入手する。

- ・氏名、性別、生年月日
- ・住所、又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・上記に掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

④ 名簿の更新に関する事項

- ・ 1年に1回更新
- ・ 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
- ・ 名簿登録者が死亡、町外転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は登録を抹消する。

⑤ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

- ・ 名簿を外部に提供する際には秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる。
- ・ 名簿を外部に提供する際には、避難行動要支援者に対する支援活動以外には、一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

⑥ 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

2) 情報の共有

① 個人情報保護に留意した上で、避難支援関係者等との連携を図る。

(2) 個別避難計画の作成等

町は、避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努める。

① 避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、民生委員、地域支援者等

② 計画情報の共有

計画情報を活用し、個人情報保護に留意したうえで、避難支援等関係者との連携を図るとともに、必要に応じて情報の共有化に努める。

(3) 本町は、町内会・区、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等と協力し、避難支援プランの策定に努めるものとする。

(4) 本町は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを検討する。

(5) 本町は、避難行動要支援者と消防機関の間に避難行動要支援者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

(6) 本町は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

1. 保育に欠ける児童があるときは、保育園に入所させ保育するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、臨時保育所を開設できるものとする。
2. 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

5.2.3 社会福祉施設等の整備

(1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施する。

(2) 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

(3) 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する人が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

(4) 社会福祉施設等整備の充実化

1. 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
2. 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。
3. 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食料、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
4. 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

(5) 災害時に特に配慮すべき事項

本町は、避難行動要支援者に対して災害時には次の事項について十分配慮することとし、これらを踏まえ避難支援プランの策定に努めるものとする。

1. 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難情報等の情報提供
2. 自主防災組織、民生・児童委員・町内会・区等地域住民の協力による避難誘導
3. 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
4. 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
5. 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
6. 生活必需品への配慮
7. 食料の配慮（やわらかい食品等）
8. 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー（身体障害者の付き添いを専門に行う者）、ボランティア等の協力による生活支援
9. 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
10. 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
11. 仮設住宅への優先的入居
12. 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
13. ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
14. インフルエンザ等感染症の防止
15. 社会福祉施設等の被害状況調査
16. 医療福祉相談窓口の設置

5.2.4 外国人対策

本町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

(1) 在住外国人の把握

本町は、県と連絡調整の上、町内に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達体制の整備

本町は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。また、外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

5.2.5 その他

○ 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

(1) 保険医療機関等関係機関との連絡調整担当の設置

(2) 臨時医療保険相談所等の開設

1) 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

2) 被保険者証等（マイナ保険証）の取扱いについて

被災により被保険者証（マイナ保険証）等が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも保険医療機関を受診できるよう、関係機関との連絡調整を行う。

3) 保険料等の納付について

保険料等に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

○ 介護保険制度の事務処理対策

(1) 被保険者証の取扱いについて

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び町が国と連携して体制整備を進める。

(2) 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、町において体制整備を進める。

(3) 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、町において体制整備を進める。

6. ボランティア活動環境整備計画（住民生活課・環境保健課）

6.1 計画方針

災害時において、本町をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、町民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

また、災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分され、さらに防災ボランティアは、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を活用し災害救援活動に当たる「専門ボランティア」と、リーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」に区分される。一方、一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出

し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

そのため、ボランティアセンターは、県、町、NPO、ボランティア団体等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成等、災害時におけるボランティア活動等についての意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。

6.2 事業計画

6.2.1 防災ボランティアの募集・登録

町内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、町と協力して、災害救援活動に当たる防災ボランティアをあらかじめ募集・登録する。

6.2.2 ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

6.2.3 防災ボランティアセンターの組織化等

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化に努める。

7 応急危険度判定の体制整備（建設課）

震災後は直ちに余震等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要がある。また、大災害等（地震・津波または洪水）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、被災宅地の危険度判定を実施する必要がある。

7.1 被災建築物応急危険度判定の体制整備

県と連携し、県等との連絡体制、応急危険度判定士の出動依頼および命令系統等の出動態勢を整備する。また、住民に対して、制度の主旨について理解が得られるように普及啓発に努める。

7.2 被災宅地危険度判定の体制整備

判定活動の円滑な実施を図るため、県等との連絡体制の整備を行う。

(空白)

第4章 災害に強いまちをつくる

第1節 公共的施設等を整備する

1. 町管理の公共的施設整備計画（総務課・建設課）

1.1 現 況

本町の都市計画区域は、約 1,200 h a 指定されている。

1.2 計画方針

1.2.1 都市基盤施設の整備

人口が集中している市街地においては、地震発生時に大規模な災害が起きる危険性が高く、避難地、避難路等としての都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を推進し、安全な都市環境の実現が求められている。

1.2.2 都市防災化の推進

本計画は、防災に係る都市計画を、都市防災化計画として位置付けることにより、なお一層の都市防災化の推進に努める。

1.3 事業計画

1.3.1 秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るため、都市計画区域については、今後とも都市防災に重点において、都市基盤の整備を推進していく。

1.3.2 都市計画施設の整備

道路は、災害時には避難、消防、救助等の場となるとともに、空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図る。

1.3.3 公園緑地の整備

公園緑地は、避難地として、また避難路、延焼防止帯として、都市における防災上、重要な役割を果たしている。このため、計画的に事業推進を図る。

1.3.4 市街地開発事業

土地区画整理事業は、都市基盤整備の十分でない既成市街地や未整備の市街地予定地において、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業であり、安全な都市環境の創出に最も効果的な事業である。このため、計画的に事業推進を図る。

2. ライフライン（水道）施設整備計画（水道課）

2.1 計画方針

大規模な風水害等災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

2.2 事業方針

2.2.1 耐震強化

町の水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、重要性・緊急性・諸条件を考慮した上で、優先順位を付けて施設を耐震強化等の防災対策を行い、地震・風水害等による被害を最小限にする。

2.2.2 連絡体制

単独で水道施設の応急対策が困難な場合、速やかに県内水道事業体、関係団体及び他の府県へ応援要請する連絡調整の体制を整備する。

2.3 事業計画

2.3.1 順次計画

既存施設の自然条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を実施し、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進める。

また、施設の耐震化に関しては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」に基づき行うものとするが、特に重要度に応じて次のとおり進める。

- ア．浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。
- イ．避難所、救急病院等の防災上重要な施設や、福祉施設等の要配慮者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。
- ウ．施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

2.3.2 緊急遮断弁の設置

被災した水道施設が復旧し、断水が解消するまでの間の飲料水・生活用水を確保するため、耐震化された配水池への緊急遮断弁設置を進める。

2.3.3 相互支援体制

応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、緊急時の組織体制及び相互支援体制の整備を進める。

2.3.4 施設整備

給水タンクの整備、臨時給水施設の整備を進める。

第2節 自然災害防止対策を行う

1. 河川防災計画（建設課・総務課）

1.1 現 況

本町には、周参見川、江住川、佐本川をはじめ県管理の河川が多くあり、重要水防箇所が24ヶ所指定されている。当地域は台風の経路となることが多く、大雨による増水時には氾濫の危険性がある。

1.2 計画方針

- 1) 増水を安全に流下させるため、県との協議を通じて緊急性等を考慮して河川護岸改修・拡幅工事を順次推進し、河川の安全性の向上を図る。
- 2) 過去の災害を教訓として、流域の土地利用、治山・治水等を勘案し、災害の発生に注意すべき区域の巡視、警戒・避難体制等予防対策を充実する。
- 3) 河口部については、高潮対策についても配慮する。

1.3 事業計画

1.3.1 河床整備事業の推進

河床整備事業を推進していく。

1.3.2 堤防整備の推進

堤防の改修を推進していく。

1.3.3 水防箇所の巡視・点検

河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検の定期的に町・振興局が連携し実施する。

1.3.4 住民等への周知体制の充実

河川水防箇所を町民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示する。また、周参見川、太間川については、洪水ハザードマップを配布し、流域住民に周知する。更に、河川沿いの避難行動要支援者施設に対して、情報伝達体制や避難体制を確立するものとする。

1.3.5 氾濫減災と流域治水の推進

水際については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「和歌山県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための緊密な連携体制を構築するものとする。

また、県その他防災機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成す

るよう努める。

2. 土砂災害対策計画

2.1 土石流防災計画（建設課・総務課）

2.1.1 現 況

本町では、土砂災害警戒区域（土石流）は、171箇所となっている。崩壊土砂は、降水及び流水等によって土石流災害を引き起こすことが各地で報告されており、地盤のゆるみや溪流への崩壊土砂の堆積によって荒廃溪流及び土石流危険溪流はもちろんのこと、それ以外の比較的安全な溪流においても二次的な土石流災害の危険性が増しており、当地域が台風の経路となることが多いことなどを勘案すると土石流対策は急務な課題となっている。

2.1.2 計画方針

（1）県との協議

危険性・重要性の高い土石流危険溪流を中心に、砂防ダム・流路工・床固工等の砂防工事を県との協議を通じて促進する。

（2）町民への周知

巡視の実施とともに、土石流災害に備えて危険な溪流については町民への周知を徹底し、警戒・避難体制を確立する。

2.1.3 事業計画

（1）土石流危険溪流周辺の巡視・点検

土石流危険溪流周辺の巡視、点検を定期的実施する。

（2）危険溪流箇所の表示

危険溪流箇所を町民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示する。

（3）広報・啓発

防災意識の普及のため、土砂災害防止月間等の機会を通じ、パンフレットの配布等、防災情報の提供に努める。

また、定期的に県が実施する調査については、調査結果を速やかに広報誌等を通じて住民に周知・公表する。

（4）土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

本町では土砂災害警戒区域（土石流）として171箇所が指定されている。今後、県において土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査が実施された際には、区域指定を推進するとともに、その調査結果を住民に周知する。

土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定があった際には、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達方法を定めるとともに、施設管理者は、避難確保計画を作成（変更）して町長に報告するとともに、訓練を実施してその結果も報告するものとする。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2.2 地すべり及び山地防災計画（建設課・総務課・すさみ消防署）

2.2.1 現 況

本町には土砂災害警戒区域（地すべり）が1箇所、山腹崩壊危険地区は330箇所、崩壊土砂流出危険地区は296箇所となっている。

集落に近接した箇所については、降雨量が多い場合は巡視を実施している。

2.2.2 計画方針

（1）県との協議

山地災害危険対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、県との協議を通じ実施する。

（2）早期の伝達

豪雨時には危険箇所を点検し、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、避難行動要支援者への避難準備の呼びかけを早目に伝達する。また、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

2.2.3 事業計画

（1）危険地区の巡視・点検

危険地区周辺の巡視、点検を定期的実施する。

（2）危険地区の表示

危険地区を町民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示する。

（3）広報・啓発

防災意識の普及のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

（4）土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

県において土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査が実施された際には、区域指定を推進するとともに、その調査結果を住民に周知する。

土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定があった際には、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達方法を定めるとともに、施設管理者は、避難確保計画を作成（変更）して町長に報告するとともに、訓練を実施してその結果も町長に報告するものとする。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2.3 急傾斜地崩壊防止計画（建設課・総務課）

2.3.1 現 況

本町には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が492箇所指定されている。

2.3.2 計画方針

町は、がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、県による法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事を促進し、安全で安心できる地域づくりを推進する。

また、県からがけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、県から情報提供等を受けるものとする。

2.3.3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

町は急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、県との協議を通じて、県が崩壊するおそれのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発されないように一定行為の制限等を行うことを促進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

町は、県により急傾斜地崩壊防止施設の整備が計画的に進められるよう促進する。特に、避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に促進する。

また既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的な点検と適切な維持管理を促進する。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び町は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、県は、町長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

ウ 警戒体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう本計画に定めるとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載したハザードマップをホームページ等により住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法について本計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難計画を実施し、その結果も報告する。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施

設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

エ 被害情報の収集及び報告

町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、速やかに被害情報を把握し、県（砂防課及び東牟婁振興局串本建設部）に対し第1報を送付する。

3. 海岸防災計画（産業振興課・総務課）

3.1 現 況

本町の海岸は、枯木灘海岸の中心部を占め、重要水防箇所は、1ヶ所となっている。

地震津波被害想定結果によると人的被害においては、夏のケースが最も多く、津波による人的被害が建物倒壊による人的被害を上回る結果となっている。

所管	名称	所在地	延長	備考
国土交通省 水管理・国土保全局	江住	すさみ町 江住	380m	平成27年度越波等 被害あり

3.2 計画方針

国が定めた海岸保全基本方針及び県で作成した海岸保全基本計画により町が管理する海岸保全施設の整備及び管理を行う。

3.2.1 津波、高潮、波浪等からの防護

- ・ 本県に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風（昭和34年）や第2室戸台風（昭和36年）規模の高潮や波浪から人命や財産を防護する整備を県の指導のもとに進める。
- ・ 海岸侵食から現状の汀線を維持する国土保全に併せて、自然環境や海水浴等の利用の状況から侵食前の汀線に回復する整備を進める。
- ・ 海岸部における津波浸水被害を最小限に抑制するため、避難対策をはじめとするソフト対策とハード対策を組み合わせた総合対策をもって、津波防護水準の向上を図る。

3.2.2 海岸環境の整備と保全

- ・ 本町特有の豊かで多様な海岸線を、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。
- ・ 吉野熊野国立公園や景勝地の特性に配慮した整備を国・県の指導のもとに進める。
- ・ 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

3.2.3 公衆の適切な利用

- ・ 海岸を面的な親水空間として捉え、町民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場となる海岸空間を創出する。
- ・ 海岸の利用を高めるとともに、利用マナーの向上を働きかけ、利用者の意向を踏まえた整備及び管理を行う。

3.3 事業計画

3.3.1 海岸高潮対策事業

護岸等の海岸高潮対策事業を推進する。

4. 津波防災計画（総務課）

4.1 計画方針

本町域沿岸は、過去に津波被害を受けた地域である。また、県の津波浸水予想では、町内海岸域のほとんどが浸水想定区域であり、一部では浸水深が10m以上と予測される地区もある。そうしたことから、本計画により低地沿岸部住民・事業者等の津波に対する防災意識の向上を図るとともに、津波情報の的確かつ速やかな伝達による人的被害の軽減等を図るものとする。

4.2 事業計画

津波防災計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 津波避難計画の策定
- (2) 津波ハザードマップの周知
- (3) 避難対象地域の指定
- (4) 初期避難場所の選定と周知
- (5) 避難経路の設定
- (6) 避難困難地域の指定
- (7) 津波避難標識等の整備
- (8) 津波避難タワー他のハード対策
- (9) 避難ビル等の指定・相互協定
- (10) 避難行動要支援者支援計画の立案
- (11) 観光地防災対策
- (12) 津波対策の教育訓練の実施
- (13) 津波避難訓練の実施
- (14) 避難所の整備

5. 漁港・漁村防災計画（産業振興課）

5.1 現 況

町内の管理漁港は、周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野の6漁港あり、多数の漁船が係留されている。

漁港周辺は、住居が密集しており、後背に山が迫り地形的な制約により安全な避難地の確保が困難な状況にある。そのため、地震に伴う津波の被害を直接受けるおそれがあり、防災施設の整備が課題となっている。

5.2 計画方針

5.2.1 地震津波からの防護

地震津波による被害を防ぐため、住宅の密居状態を解消する土地利用の高度化や避難地を整備する緑地広場整備等の防災安全施設の整備を検討する。

5.2.2 漁港施設の耐震化等の対策

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を考慮した漁港施設の整備を進める。

漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係船環や係船柱の整備充実を図る。また、漁港の臨港道路の整備計画作成にあたっては、避難及び救難機能の向上も含めて検討を進める。

5.3 事業計画

5.3.1 漁村の防災安全性の向上

- 漁村における避難路の整備・緊急時の避難広場の確保。
- 高齢者に配慮した漁村づくりの推進。
- 防災安全施設の充実。
- 岸壁の耐震化の推進及び係船柱の整備。

5.3.2 漁協との連絡体制の強化

- 漁協との連携を強化し、災害時の連絡体制の徹底周知。
- 漁協関係者に対する防災訓練への参加促進。

6. 農林水産関係災害予防計画（産業振興課）

6.1 計画方針

6.1.1 産業融合化

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

6.2 事業計画

6.2.1 風水害予防対策等

ア 農産物対策

① 水稻

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥を避け健全な育成に努める。

また、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風のときは、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、あらかじめ、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取時期にあるものは、早目に刈り取る。(出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。)

② 大豆

水害は、日照不足と相まって作物体を軟弱化させ病虫害抵抗性を弱めるため、明きょ、暗きょ等配水対策に努める。特に、開花、成熟期では落花、落葉及び結実不良の直接的な原因となるため、排水対策以外に被害回避のため、は種期を調整する。

風害については、窒素肥料の多用を避け、適正な肥培管理を行う。

③ 果樹

- a 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。
- b 海岸地帯では、潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。
- c 主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒木等を防ぐ。
- d もも・ぶどう・かき等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。
- e 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

④ 野菜

- a 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な暴風対策と幹支線排水路の整備を図る。
- b 育苗中のものにあつては、捕植用苗(種子)の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する
- c 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。
- d 収穫中のものは、商品性を失わない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。
- e 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

⑤ 花き、花木

- a 防風ネットの設置等恒久的な暴風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施
- b 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。

- c 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰り下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、あらかじめ、捕植用苗（種子）の確保をする。
- d 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a パイプハウス、ガラス当栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。
 - （ア） 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化
 - （イ） 施設の倒壊防止のため、直パイプ等で4～5m間隔に45度程度の角度で筋交を入れる。
 - （ウ） 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化
- b 施設内浸水を防ぐため施設周辺排水溝の整備と降水浸入防止堤の点検をする。

⑦ 茶

- a 新植、幼木園では風害を受けやすいので、株元に土寄せをするとともに、特に風当たりの強い園では支柱に結束し茶園の動揺を防ぐ。
- b 傾斜地園では、降雨による土壌浸食が起こりやすいので、敷草（わら）を行うとともに、園内排水溝の整備を図る。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備をする。家畜の避難方法については、事前に検討するとともに、待機場所、応急仮設畜舎資材等につき、点検すること。

b 飼料の備蓄

粗飼料及び濃厚飼料は、不足しないよう購入し、備蓄及び保管に万全を期すること。

c 停電の対処

給水、給餌換気等家畜管理において、停電の場合とるべき処置についての対策を講じておく。

d 飼料作物

草丈の伸びているものについては、早い目に刈り取り倒伏被害を防止すること。

e 生産物の保管、出荷

牛乳、鶏卵の保管、出荷については、事前に災害時のとるべき処置を検討しておく。

f 堆肥舎・廃水処理施設等

内容物等の流失による環境汚染を引き起こさないよう、施設整備等の措置について対策を講じておくこと。

② 家畜衛生対策

a 緊急救護並びに防疫

各家畜保健衛生所を中心として、緊急救護並びに防疫について実施体制を整備するとともに緊急時に備え、緊急医薬品等を整備しておく。

b 衛生管理

災害時には、家畜伝染病その他の疾病が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分行い、その後の飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

ウ 農業用施設対策（水害）

① 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。

② 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。

③ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷を受ける箇所が多くなる場合、地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。

④ 各種樋門については、緊急操作に支障を来すことのないよう、原動機等の点検、スピンドル当の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など十分の措置を行う。

⑤ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

エ 林業対策

① 苗畑

a 被害を受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。

b 日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。

c 徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。

d 苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。

- e 被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病虫害の発生を防止するため、ボメネゲール等葉面散布し、樹勢の回復を図る。また、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

② 造林地

- a 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護に努め、健全な森林を育成する。
- b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼齢材木は、木起こしや根踏みをして樹勢の回復を図る。

③ 特用林産

- a しいたけ
フレーム、櫓起こしの支柱を補強するとともに櫓場の排水、通風を良くして、雑菌のまん延を防止する。
- b 木炭
炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

④ 治山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これら施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずること。

- a 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗堀状況、水衝部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況
- b 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等
- c 海岸防潮護岸等については、基礎部の洗堀状況、堤体の亀裂状況等
- d 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。
- e 機器、資材等は中質、埋設、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

⑤ 林道

- a 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桧、暗きょ等の清掃補強に努める。
- b 林道沿い河川敷当の伐倒木、切株、橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。
- c 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。
- d 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。
- e 工事中の措置は、治山事業に準ずる。
- f 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、

又は安全な場所へ移しておく。

6.2.2 干害予防対策

ア 農作物対策

① 水稻

水源の確保や河川、用排水路の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、温潤状態に保つ必要があるので、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

② 大豆

堆きゅう肥等の施用により土壌の保水性の改善に努め、また、深耕、中耕、客土を行うことにより土壌の物理性改善に努める。なお、開花期以降の乾燥については、適宜畔間かん水を行う。

③ 果樹

a 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。

b 敷草等による土壌の被服及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散料を少なくする。

c 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

④ 野菜・花き等

a 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。

b 干ばつ時の灌水、農業散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。

c 可能な限り土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。

d 野菜、切花では、地表面条さんを抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。

e 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。

f 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。

g 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 飼養管理

(ア) 畜舎は庇陰に努め、通風・換気をよくし、家畜の生産効率の低下防止に努める。

(イ) 単位面積当たり適正な飼養規模を守り、密飼いを避けるなど、家畜のストレスの除去等、良好な環境保全に努める。

(ウ) 飼料の給与については、給与量・給与期間に留意し家畜の健康増進に努める。

b 飼料作物

(ア) 干害が予想されるときは、耕地の保水性・土質等を十分勘案し、土壌条件の良くないところから収穫給与する。

(イ) 灌水処置の可能な地区については、用水路の整備を行う。

c 畜産物の保管

牛乳については急速冷却を行い腐敗防止等保管に十分注意する。

② 家畜衛生管理

a 疾病予防

熱射病等の予防のため、通風、換気に注意すると共に、飲水が不足しないよう心掛ける。

b 疾病の早期治療

早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

ウ 林業対策

① 苗畑

a 被害を受けるおそれがあるところでは、床を平床にする。

b 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。

c 日覆い、敷わらなどを行なうほか、灌水を実施する。

② 造林

a 徒長していない優良苗を使用する。

b 特に管鎗が予想されるところについては、やや深植えをする。

c 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。

d 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を表面散布する。

③ 造林地

a 1回に強度の間伐、枝打ちをしない。

- b 林縁木の枝打ちをしない。
- c 林内地被物を採取しない。

6.2.3 寒冷害（雪害）予防対策

ア 農産物対策

① 水稻（山間部）

生育が遅れ、茎数はやや少なく軟弱、徒長になると発生しやすい穂いもち病の誘発を防ぐため、追肥は極力避ける。

谷水などで、冷水を灌がい水として利用しているところでは、迂回水路、遊水池、ビニールチューブ等を活用して水温の上昇に努める。

また、成熟期にバラツキが生ずることが考えられるので、収穫に際しては、品質低下の防止に留意し、特に適期収穫、適切な乾燥調整を行う。

② 大豆

植栽株数を多くするとともに、有機物の施用、合理的施肥等による地力の維持に努め作物の生育を良好にすることにより被害の軽減を図る。

③ 果樹

（寒冷害対策）

a かんきつ類は、冬季の西～北からの乾燥風を軽減するため、防風林（垣）を設ける。また、わら、こも、化学繊維等の資材で樹冠を被覆する。

b 冷氣溜のできる地形のかんきつ類では、防霜ファン等を設置する。また、冷気の停滞を軽減するため防風垣の密閉度を小さくする等遮へい物は取り除く。

農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。

c 湿害、移植樹のほか、結果過多、リン酸欠乏等栄養障害のある樹は耐寒力が弱いので、秋期の栄養管理には特に留意し、排水対策、施肥、摘果等による樹勢の維持に努める。

d 晩柑類での年越過日や収穫後の果樹において凍害を受けることがあるので、気象情報に留意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理、事前収穫等を行う。

e かんきつ類の果樹に発生する秋冬季の低温障害を防止するため、果実発育期の栄養管理を適正にする。

（霜害対策）

a かき、うめ、ぶどう等の植栽は、低地や日照不良地を避けるとともに、品質による対凍性に十分配慮する。

b 樹の栄養状態及び剪定法についても、適正に管理する。

c 園内の気流の還流を促すための遮へい物の取除き、防霜ファンの設置及び樹冠被覆による保温施設を整備する。

④ 野菜、花き等

- a 寒風害、冷気停滞等、ほ場環境を十分検討し、品目、作型を選択する。
- b 寒風害には、防風垣（樹）、防風ネット等の設置、また、冷気停滞のしやすい場所では、冷気の下流を促すため、密生した防風樹（垣）の「スカシ剪定」を実施する。
- c 土壌水分が不足すると寒害を助長するので、有機物施用により土壌の保水性増大を基本としながら、状況に応じ灌水を実施して、秋冬季の根群発育を促す。
- d 地温の上昇による生育促進を図るため、品目、作型に応じたビニールマルチ等を実施する。
- e 花木では、排水不良園で寒害を受けやすいので注意し、樹種によっては、結束、被覆等の防寒対策を行う。
- f 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- g 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 飼養管理

- (ア) 畜舎は庇陰に努め、通風・換気をよくし、家畜の生産効率の低下防止に努める。
- (イ) 単位面積当たり適正な飼養規模を守り、密飼いを避けるなど、家畜のストレスの除去等、良好な環境保全に努める。
- (ウ) 飼料の給与については、給与量・給与期間に留意し家畜の健康増進に努める。

b 飼料作物

- (ア) 干害が予想されるときは、耕地の保水性・土質等を十分勘察し、土壌条件の良くないところから収穫給与する。
- (イ) 灌水処置の可能な地区については、用水路の整備を行う。

c 畜産物の保管

牛乳については急速冷却を行い腐敗防止等保管に十分注意する。

② 家畜衛生管理

a 疾病予防

熱射病等の予防のため、通風、換気に注意すると共に、飲水が不足しないよう心掛ける。

b 疾病の早期治療

早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

ウ 林業対策

① 苗畑

- a 被害を受けるおそれがあるところでは、床を平床にする。
- b 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。
- c 日覆い、敷わらなどを行なうほか、灌水を実施する。

② 造林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b 特に管鎗が予想されるところについては、やや深植えをする。
- c 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- d 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を表面散布する。

③ 造林地

- a 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- b 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1／2程度におさえ降雪までに行う。
- c 林縁木の枝打ちはしない。
- d 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

7. 盛土対策（産業振興課、建設課）

7.1 現況

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検が実施された。

すさみ町内では140箇所の盛土が抽出され、うち17箇所は現地調査が必要として抽出されたが、現地点検の結果、詳細調査や対策の実施が必要とされたものは0箇所であった。

すさみ町内で航空写真等により抽出された盛土箇所数 140 箇所

うち現地点検が必要とされた箇所数 17 箇所

うち詳細に調査を実施し対策を行うべきとされた箇所数 0 箇所

7.2 計画方針

大雨等気象状況の変化や経年劣化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要とされた場合には、県が所有者等に指導や監督を講じるものとする。

7.3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、県が宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域を指定する際、町は意見聴取に応えるものとする。

また、町は、必要に応じてこれらの区域の指定を県に申し出るものとする。

第3節 建築物の安全対策を行う

1. 宅地災害予防計画（建設課・総務課）

1.1 現 況

比較的平坦な宅地は周参見川、太間川河口部に展開しており、津波や河川の氾濫による被害の危険性は高い状況にあるため、町民への啓発を行う必要がある。また、急傾斜地に近接する住宅を災害の危険から守るための対策事業の推進が必要である。

1.2 計画方針

1.2.1 宅地確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

1.2.2 工事規制区域等

開発行為に伴う土砂の崩壊流出等による災害を防止するために、土砂の崩壊流出等の災害防止条例による規制区域の追加指定を検討する必要がある。

1.3 事業計画

1.3.1 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため5月を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。

また、広報活動を実施して町民へのPRに務める。

宅地開発の際は、開発指導要綱に基づいて、指導の徹底を図る。

1.3.2 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

1.3.3 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県が開催する講習会への担当者の派遣を実施し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

2. 建造物災害予防計画（建設課・総務課）

2.1 現 況

本町においては、リゾートマンションや宿泊施設の立地に伴い建物の中高層化と老朽化が進行している。また、避難所となる小中学校や防災拠点となる役場などの耐震改修を進めているが、公営住宅をはじめとする耐震課題の残された公共施設や一般住

宅の耐震改修が必要となってきた。

2.2 計画方針

2.2.1 総合的な防災対策

地震、火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

2.2.2 計画的耐震改修

防災拠点となる公共施設に対しては、耐震改修推進計画を策定し、計画的な耐震改修に努める。

2.3 事業計画

2.3.1 建築物の防災対策

住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講ずる。

(1) 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会）に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、津波浸水区域内にある国道、県道、市町村道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道のこととする。

(2) ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示する。

2.3.2 耐震改修促進計画の策定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改定に基づき、新たな対象として追加された公共施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、公共施設の建築物に対する耐震診断と耐震化の目標設定や避難路の沿道の民間建物についても、斜線制限による建物の耐震化対象建物の検討が求められている。

耐震診断及び耐震改修にあたっては、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物を重点に実施する。

第5章 個別災害予防計画の推進を図る

第1節 地震防災対策

1. 地震・防災対策アクションプログラム（関係各課）

1.1 現況

今後30年以内に南海トラフ巨大地震が60%から90%以上の確率で発生すると見込まれており、今世紀前半に発生する可能性が高いと言われている。「和歌山県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月公表）によると、東海・東南海・南海三連動地震が発生した場合、町内の被害は最大で、死者数400人、全半壊・焼失家屋が2,200棟に達する被害になると予測されている。

また、南海トラフ巨大地震の場合では、死者数1,700人（36%）、全半壊・焼失家屋が2,830棟（79%）と予測されている。

1.2 計画方針

町において、東南海・南海地震など大規模災害に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目的として、今後町が取り組むべき施策を体系化した行動計画を策定し、総合的な地震防災対策を推進する。

1.3 計画内容の概要

1.3.1 基本理念

東海・東南海・南海地震などの大災害に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、すこやかで安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指す。

1.3.2 減災目標

東海・東南海・南海地震などの大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを目標とする。

1.3.3 予防・応急対策・復興の3つの目標

(1) 大地震に着実に備える

備えとしての予防対策を着実に実施する。

(2) 災害発生時に迅速適切な対策を実施する

発生時に的確な応急対応を実施するため、今から体制を整えておく

(3) 復興を進め安全で安心・安定した生活を構築する

復興をスムーズに進めるため、今からできるものを準備しておく。

1.3.4 重点テーマ

ア. 津波対策の推進

イ. 防災意識の普及推進

ウ. 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

エ. 地域の防災体制づくりの推進

(第2編 第5章 第1節地震防災対策)

- オ．行政の防災体制の強化推進
- カ．災害応急対策の整備推進
- キ．被災後の生活支援体制の充実
- ク．迅速確実な町民生活の再建復興の推進

第2節 火災予防対策

1. 火災予防計画（すさみ消防署・消防団）

1.1 現 況

町内には、すさみ消防署とともに消防団が2分団あり、万一の事態に備えている。火災の発生は少ないものの、木造住宅の占める割合が高く、消防車両が進入できない住宅地や過疎集落を有する本町では、より強化した消防体制の確立が求められる。新たな地震被害想定結果によると、建物倒壊に伴う火災発生による焼失棟数は約20棟の被害が想定されている。

1.2 計画方針

1.2.1 消防団員の育成強化

火災の防止と災害時の迅速な対応のため、消防体制の充実を図るとともに、消防団員の確保と育成強化に努める。

1.2.2 広報活動

関係機関と協力して、高齢者・児童をはじめとして町民の火災への意識を高めるための広報活動を行う。

1.2.3 予防対策

災害時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を徹底する。

1.2.4 自主防災組織等育成強化

自主防災組織、自衛消防組織の育成・強化に努める。

1.3 事業計画

1.3.1 予防啓発の強化

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

- ・ 町は、秋・春2回の火災予防運動、文化財防火デー及び山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。
- ・ 町は、火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線等を通じて火災予防を周知徹底させる。
- ・ 一般住宅に対する住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置促進を図る。

1.3.2 予防査察体制の充実強化

町は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

- ・ 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を重点的に実施する。
- ・ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- ・ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

1.3.3 防火・防災管理対象物に対する火災予防及び地震等による被害の軽減の徹底

消防法第8条及び法第36条により、防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- ・ 町は、消防法に基づき学校、病院、事業場、宿泊施設等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。
- ・ 町は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火・防災管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格講習会の開催、関係機関が開催する防災管理者資格講習会の受講を指導し、消防計画の作成、防火防災訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用、地震等の災害時の対応について十分な指導を行う。
なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。
- ・ 宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。
- ・ 町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

1.3.4 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。また、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

1.3.5 自主防災組織との連携強化

- ・ 地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模災害が発生した場合には、通

信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、町民の隣保協力に基づく自主防災組織の訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。

- ・ 町は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、地域の町内会や区又は自主防災組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

1.3.6 初期消火活動体制の強化

出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

1.3.7 消防体制の充実強化

町は、次により消防体制の充実強化を推進し、県から必要な助成等を受ける。

- ・ 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。
- ・ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、耐震性防火水槽等の整備を図る。
- ・ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

2. 林野火災予防計画（総務課・産業振興課・すさみ消防署）

2.1 現 況

林野面積は町域の92.7%を占めており、森林組合では森林保全推進員を1名配置し、保全と安全の巡視を行っている。

2.2 計画方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

2.3 事業計画

2.3.1 林野火災に対する警戒の強化

ア 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

イ 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

2.3.2 林野火災予防対策事業

町は、森林と住宅の近接化や、近年のアウトドアブームによる入林者の増大等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災予防資機材等配備を行う。

2.3.3 啓発運動の推進

県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。

また、小中学校の児童生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集するほか、各種団体にチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

2.3.4 消防対策

(1) 消防計画の樹立

町は、消防区域に関係ある森林組合長、関係団体の長、隣接市町等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を策定するものとする。

- ① 消防方針
- ② 特別警戒区域
- ③ 特別警戒時期
- ④ 特別警戒実施計画
- ⑤ 消防分担区域
- ⑥ 火災防御訓練
- ⑦ 出動計画
- ⑧ 資機材整備計画
- ⑨ 防護鎮圧要領

(2) 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する隣接町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いことから、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意するものとする。

(3) 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ① 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- ② 防火線構築要領の修得訓練

③ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第3節 その他防災対策

1. 文化財災害予防計画（社会教育課）

1.1 現 況

本町には、暖地性植物群落として、国指定の天然記念物となっている「江須崎島」「稲積島」や平成16年に世界遺産に登録されている熊野参詣道大辺路(長井坂)など、史跡・遺跡等が点在している。このため、昭和35年には、文化財保護条例を制定し、文化財の指定(33件)や歴史民俗資料館の建設など、貴重な文化財を災害から守り、後世に伝えるために配慮している。

1.2 計画方針

本町には、世界遺産や歴史的に価値の高い史跡があり、これらの文化財を保存し後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進する。

1.3 事業計画

町教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

1.3.1 施設整備等

火気の使用制限、たき火、禁煙区域の設定、及び自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓(貯水槽を含む)等の設備整備を図る。

1.3.2 文化財保護思想の普及及び訓練

文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

1.3.3 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

2. 危険物等災害予防計画

2.1 危険物災害予防計画（すさみ消防署）

2.1.1 現 況

産業活動の高度化・多様化やモータリゼーションの進展、生活様式の変化等により、危険物の取扱量は大幅に増加し、身近な場所で危険物を取り扱ったり、貯蔵することが多くなっている。町内には危険物を取り扱う事業所が18箇所、製造所等は37箇所あり、災害予防に努める。

2.1.2 計画方針

地震等災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

2.1.3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

- ・ 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。
- ・ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

- ・ 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化。
- ・ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化。
- ・ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化。
- ・ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導。

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ・ 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ・ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 避難、救助及び救急

「白浜町消防計画」の定めるところによる。

2.2 液化石油ガス災害予防計画（すさみ消防署）

2.2.1 現 況

液化石油ガス（LPG）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業所（LPガス地域防災協定を締結）3ヶ所は、事故防止に努めている。また、平成22年4月2日には、社団法人和歌山県エルピーガス協会南紀支部と災害時における応急生活物資の供給に関する協定を締結した。

2.2.2 計画方針

液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

2.2.3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア. 高圧ガス関係法令の周知徹底
- イ. 各種講習会、研修会の開催
- ウ. 高圧ガス取扱いの指導
- エ. 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ. LPガス消費者保安月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア. 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の調査確認の実施
- イ. 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア. 各事業所における自主保安体制の確立・指導
- イ. 自主保安教育の実施徹底
- ウ. 有資格者の充実と資質の向上
- エ. 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ. 安全器具等の設置促進
- カ. 町内関係団体の育成と自主保安活動の促進

第6章 公共的施設の備えを知る

第1節 公共的施設災害予防計画

1. 公衆電気通信施設災害予防計画（NTT西日本株式会社）

本章は、「災害対策基本法」の定めるところにより、一般防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

1.1 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。

- (1) 東海・東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予測される地震動および津波に関する知識
- (2) 地震および津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動

1.2 防災訓練

大規模地震等を想定し、地震等の防災応急対策を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報、津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保(災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。)
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

1.3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

1.4 電気通信設備等に関する防災計画

1.4.1 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

ア. 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐構造化を行うこと。

イ. 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ. 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

1.4.2 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。

イ. 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

エ. 通信ケーブルの地中化を推進すること。

オ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

1.4.3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。

1.4.4 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

1.4.5 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する

1.4.6 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

1.5 設備事故の防止

1.5.1 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

1.5.2 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

2. 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

2.1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2.2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は、電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、又発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

2.3 事業計画

2.3.1 関係機関との相互連携協力体制の構築

（1）自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア）地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

イ）災害対策本部等との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策及び災害復旧対策

（2）防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

（3）他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

（4）迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ア) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- イ) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ウ) 復旧作業の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等の作業の連携等に関する県との協定締結
- エ) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- オ) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- カ) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- キ) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ク) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

2.3.2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア 水害対策

1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について点検・整備を実施する。

- ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸
- 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- 護岸、水制工、山留壁
- 土捨場
- 水位計

2) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等の斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

3) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

1) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

2) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

3) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 雷害対策

1) 送電設備

架空地線の設置、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

2) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け、対処する。

オ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講ずる。

キ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため平素から協力会社へのPRを徹底する。

2.3.3 防災業務施設および設備の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設および設備を強化、整備する。

1. 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
2. 潮位、波高等の観測施設および設備
3. 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む。）の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
 - マイクロ波無線等の固定無線回線
 - 移動無線設備
 - 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - 通信ケーブル
 - 電力線搬送設備
 - 通信線搬送設備、光搬送回線
- ③ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）
- ④ IP ネットワーク回線
- ⑤ 通信用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間・休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源設備を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント当への非常用電源回路の明示等を行う。

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 水防・消防に関する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

1) 水防関係

- ダム管理用観測設備
- ダム操作用の予備発電設備
- 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- 排水用のポンプ設備
- 各種舟艇および車両等のエンジン設備
- 警報用設備

2) 消防関係

- 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- 各種消火器具および消火剤
- 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

2.3.4 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

なお、食料は、乳幼児や高齢者、アレルギー体質等に配慮した備蓄に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

2.3.5 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需給家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ・ 大規模地震等の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客様の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

3. 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社）

3.1 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

3.2 事業計画

災害を防止するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良
- (2) 河川改修に伴う橋りょうの改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋けた衝突事故防止
- (7) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の整備
- (10) その他防災上必要な設備改良